

第 16 号

令和2年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,687,400千円	△10,268千円	1,677,132千円
第1項 営業収益	1,551,128千円	△10,292千円	1,540,836千円
第2項 営業外収益	136,272千円	24千円	136,296千円
	支 出		
第1款 事業費	1,949,067千円	150,950千円	2,100,017千円
第1項 営業費用	1,852,654千円	150,950千円	2,003,604千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「426,059千円」を「361,596千円」に、「373,504千円」を「203,385千円」に、「52,555千円」を「158,211千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	3,983,554千円	△2,195,000千円	1,788,554千円
第2項 企業債	3,698,000千円	△2,195,000千円	1,503,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,409,613千円	△2,259,463千円	2,150,150千円
第1項 建設改良費	3,968,838千円	△2,259,463千円	1,709,375千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「3,698,000千円」を「1,503,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
-------	---------	---------	-------

(1) 職員給与費 535,872千円 136,844千円 672,716千円
 (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和3年度	千円 8,361
情報処理関連業務	令和3年度	944
事務機器等賃借	令和3年度 ～令和7年度	4,981
	年次別内訳	
	令和3年度	4,533
	令和4年度	271
	令和5年度	59
発電設備更新事業	令和3年度 ～令和4年度	1,565,211
	年次別内訳	
	令和3年度	947,751
	令和4年度	617,460

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫